

5 新興製作所跡地に係る「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく届出について

新興製作所跡地の所有者であるメノアース株式会社から、市に対し、平成28年12月6日付、同7日受付で、当該地23,575.5平方メートルの有償譲渡について「公有地の拡大の推進に関する法律（以下、「公拡法」といいます。）」第4条に基づく届出が提出されました。

有償譲渡の相手方等の情報については、現時点で当該地の所有者であるメノアース株式会社の同意を得られませんでしたので、公表は控えさせていただきます。また、譲渡後の土地の利活用についての情報収集を試みましたが、譲渡先への連絡についてメノアース株式会社の同意を得られませんでしたので、現時点で当該土地の利活用目的については、確認できておりません。

この届出に対し、市が、公拡法の規定に基づいて買取の協議をする旨を届出の日から3週間以内、具体的には12月27日までにメノアース株式会社宛てに通知する必要があります。

市としては、上部平坦地については一定の文化財的価値が認められ、また、下部平坦地の一部は、花巻城三の丸お堀の一部であります。しかし、市としては、具体的な利用目的がなく、また、土地の取得費に加えて、当該地に残置されたコンクリート殻や土間・基礎杭の撤去等に多額の費用が見込まれるなど、土地の市場価値を大きく上回る費用が発生することが容易に想定されますことから、土地の買取りの協議はしないとの回答をする方針であり、この考えは従前からお知らせしている市の考えと変更はありません。

※公有地の拡大の推進に関する法律（公拡法）第4条に基づく先買い制度

公共施設等の整備のため、民間の取引に先立ち、当該土地の取得を必要とする地方公共団体等に土地の買い取り協議の機会を設ける制度。

都市計画区域等の一定規模以上の土地を有償で譲渡するときは、市長に対し届出が必要となります。